

○文部科学省告示第五十二号
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和三年三月二十六日
 文部科学大臣 萩生田光一
 （名勝地関係）

名 称	関 係 告 示	所 在 地
神仙郷	平成二十五年文部科学省告示第百二十七号	神奈川県足柄下郡箱根町強羅字強羅一三〇〇番八五、一三〇〇番九二、一三〇〇番三〇四

○文部科学省告示第五十三号
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年三月二十六日
 文部科学大臣 萩生田光一

名 称	所 在 地	区 域	面 積
加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観	石川県加賀市	石川県加賀市塩屋町の全域 同 大聖寺下福田町、大聖寺上木町、大聖寺瀬越町、片野町、三木町、永井町、吉崎町の各一部 大聖寺川の一部 右の地域に接する海域の一部	一三六〇・〇ヘクタール
越前海岸の水仙畑下岬の文化的景観	福井県福井市	福井県福井市居倉町、浜北山町、赤坂町、城有町及び八ツ俣町の各一部 足見川、立上川、居倉大川、田代川、枇杷谷川、加之所川及び八ツ俣大川の各一部	三五四・七ヘクタール
越前海岸の水仙畑の文化的景観	福井県南条郡南越前町	備考 地域に関する実測図を福井県文化財担当部局及び福井市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	五二二・四ヘクタール
	福井県南条郡糠川及び八田川の各一部		

○文部科学省告示第五十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の五（同令第七十九条、第七十九条の八第一項、第百四条第一項、第百三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成三十年文部科学省告示第百三十七号（学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十六日

文部科学大臣 萩生田光一

○文部科学省告示第五十四号
 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表の中欄に掲げる地域を追加して選定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年三月二十六日
 文部科学大臣 萩生田光一

名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域	面 積	名 称
越前海岸の水仙畑上岬の文化的景観	福井県丹生郡越前町	福井県丹生郡越前町梨子ヶ平、左右及び血ヶ平の全域 梨子ヶ平川及び玉川川の各一部	備考 地域に関する実測図を福井県文化財担当部局及び越前町文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	六〇三・四ヘクタール	
瀬戸内海姫島の海村景観	大分県東国東郡姫島村	大分県東国東郡姫島村の全域 右の地域に接する海域の一部	備考 地域に関する実測図を大分県文化財担当部局及び姫島村文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	一三四・六二・三ヘクタール	

上 欄	中 欄	下 欄
阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山 中央部の草原景観	熊本県阿蘇市	阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山の草原景観
平成二十九年文部科学省告示第百四十七号	熊本県阿蘇市	
	熊本県阿蘇市西湯浦、湯浦、小園、山田、小倉、車、跡ヶ瀬、符尾及び各一部	
	備考 地域に関する実測図を熊本県文化財担当部局及び阿蘇市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	
	三五・四ヘクタール	